

台湾大地震義援金の募集について

日本薬剤師会より、台湾大地震義援金の募集について、次のとおり連絡がありましたので、ご案内いたします。

令和6年4月3日に台湾東部で発生した大地震により、被災地が甚大な被害を受けていることに鑑み、義援金の募集を下記要領により行いたいと存じますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 義援金送金先（恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願い申し上げます。）

金融機関名	ゆうちょ銀行（郵便局備付用紙の場合はご記載不要です。）
郵便振替貯金	00120-7-13712
口座名義	公益社団法人日本薬剤師会

※振込取扱票等の通信欄に「台湾大地震義援金」である旨ご記載下さい。

（通信欄がない場合は、払込人名の前に「**タイワンギエンキン**」と付記して下さい。）

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、支店名（〇一九店、支店コード019）及び預金種別（当座）の記載も必要となります。口座番号は0013712となります。

2 義援金の取扱い期間

令和6年4月11日から当分の間（締切：令和6年5月末日）

3 義援金の取扱い方法

本会で取りまとめた義援金は、社団法人中華民国薬師公會全國聯合會に贈呈させていただきます。

4 募集結果の報告

都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びにホームページに掲載いたします

○義援金の税法上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行いたしますので、「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム」(Excel ファイル)に必要事項をご入力の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までメールでお送り下さい。着金確認後、ご入力の住所へ領収書をお送りいたします。

なお、寄附金控除等については国税庁のホームページをご覧になるか、管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

※領収書発行にお時間をいただく場合がございます。

つきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金 領収書発行依頼フォーム」(Excel ファイル)が必要な場合は、こちらを[クリック](#)してダウンロードしていただき、必要事項をご入力の上、Excel ファイルを日本薬剤師会 会計・厚生課までメールでお送り下さい。

送付先アドレス : gienkin@nichiyaku.or.jp